

土壌汚染対策法に基づく届出の窓口業務の対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、土壌汚染対策法に基づく届出・申請について当面の間、下記のとおり対応することとします。

なお、静岡市、浜松市、沼津市、富士市につきましては、各市町の窓口担当にお問い合わせください。

- ・申請や届出の提出書類については、郵送、メール等により事前に内容を確認しますので各健康福祉センターまたは県庁生活環境課までお問い合わせください
- ・手数料の納入を伴う申請等は、窓口へ直接お越しください。なお、窓口へお越しの際は、マスクの着用をお願いします。
- ・手数料の納入を伴わない届出・申請等は、郵送による提出も可とします。
- ・郵送の場合は、受付控を返送するための、切手を貼った返信用封筒を同封いただきますようお願いいたします。
- ・十分な余裕をもってご提出ください
- ・届出・申請の内容について問い合わせさせていただくこともありますので、内容について確認の取れる連絡先をお知らせください。
- ・必要に応じて、窓口へ来ていただくこともありますのでご了承ください。

ご不明な点がございましたら、電話・メール等で以下までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先	電話番号 電子メール
くらし・環境部環境局生活環境課	054-221-2253 seikan@pref.shizuoka.lg.jp
賀茂健康福祉センター環境課	0558-24-2053 kfkamo-kankyou@pref.pref.lg.jp
東部健康福祉センター生活環境課	055-920-2136 kftoubu-yakukan@pref.shizuoka.lg.jp
中部健康福祉センター環境課	054-644-9268 kfchuubu-kan@pref.shizuoka.lg.jp
西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250 kfseibu-kankyou@pref.shizuoka.lg.jp